

伊豆の国市入札監視委員会 令和6年度第1回定例会議の議事概要

開催日時	令和6年8月8日（木）13時55分から15時55分まで
開催場所	伊豆の国市役所本庁舎3階 第3会議室
出席委員	会長 大谷 良則（税理士） 委員 杉山 成一（弁護士） 蓼沼 智行（大学教員）
説明のため出席した職員	企画財政部財務課契約室 室長、外1名 健康福祉部健康づくり課 課長、外1名 都市整備部建設課 課長 土木2係長 産業部農林課 課長、農地森林係長
事務局	総務部行政経営課 課長、室長、外1名
議題・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度下期 工事請負契約状況等について（報告） ・入札参加資格停止の運用状況について（報告） ・審議 <ul style="list-style-type: none"> （1）令和5年度 新型コロナウイルスワクチン予防接種事業 特設会場解体撤去工事 （2）令和5年度 河川浚渫事業 準用河川舟口川浚渫工事 （3）令和5年度 市単治山事業 浮橋字安野治山工事その2 （4）令和5年度 市単用排水路整備事業 大仁地内水門取替工事 ・その他
委員からの意見・質問等とそれに対する回答、委員との協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度下期 工事請負契約状況について（報告） ・入札参加資格停止の運用状況について（報告） <p>Q1 東海プラント（株）の業務内容は何か？</p> <p>A1 今回落札したのは水質等の分析業務である。落札したけれど辞退した。</p> <p> 希望業種として挙がっているのは、水質分析、環境</p>

	<p>測定、土壌分析、消防施設の保守、貯水浄化槽、水処理施設の保守点検等である。</p> <p>Q2 水質検査業務について落札後辞退したのか？</p> <p>A2 最終処分場及び長岡の排水処分場の放流水の分析で、落札後辞退している。</p> <p>Q3 辞退した理由は何か？</p> <p>A3 落札後仕様書内容を確認する中で、誤った金額であることが分かり、入札した額では業務ができないと判断し、辞退したと聞いている。</p> <p>Q4 特定の業者が請け負っていることはないか？</p> <p>A4 特定ということはなく、様々な業者が請け負っている。</p> <p>Q5 入札参加資格停止期間は1か月間だけか？</p> <p>A5 そうである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出事案の審議 別紙1のとおり ・その他事務連絡
--	--

別紙 1

・抽出事案の審議

(1) 令和5年度 新型コロナウイルスワクチン予防接種事業 特設会場解体撤去工事	
質問、意見	回答
<p>Q1 順天堂大学病院の敷地内にワクチン接種会場を設置した経緯について説明されたい。伊豆の国市から依頼したのか？病院側からの依頼か？</p>	<p>A1 大規模接種会場の設置について、静岡県が順天堂大学病院に打診した。会場の設置は順天堂大学病院が発注し、リース料は委託料として静岡県から順天堂大学病院に支払われている。</p>
<p>Q2 設置と撤去は同一発注者になるのではないかと思うが、何か理由があるのか？ 伊豆の国市が契約をやり直したということか？</p>	<p>A2 当初は、令和3年6月18日から1年間で、本件の落札業者と順天堂で契約していた。その後もワクチン接種を実施するという事で、個別接種会場として市が引き継いだ。 お見込みのとおり。リース物件なので撤去することは決まっていた。撤去費用に関しては、既に静岡県、順天堂、本件の落札業者の間で協議をしており、市が契約する時、それを引き継いだ。</p>
<p>Q3 契約をやり直したリース料は静岡県の補助金か？ 解体撤去工事は補助金が出ないのか？</p>	<p>A3 100%国の補助金である。 解体撤去工事も補助金がでている。実質的な市の負担はない。</p>
<p>【審議結果】 適正に処理されていることを確認した。</p>	

(2) 令和5年度 河川浚渫事業 準用河川舟口川浚渫工事	
質問、意見	回答
<p>Q1</p> <p>応札者1社が失格になっている理由は、最低制限価格を下回ったからか？</p> <p>他の業者は1,900万円台後半で近似している。失格となった業者だけが最低制限価格を下回った理由は何だと思えるか？</p>	<p>A1</p> <p>お見込みのとおり。</p> <p>他の案件においても該当するが、入札において、失格となった業者は受注意欲が高い。この工事を確実に落札したいとの思いからではないか。</p>
<p>Q2</p> <p>浚渫は何年に1回のペースでやっているのか。資料21ページの写真を見ると、長い期間空いているようには思えない。23ページの川の草の生え方からも、5年に1度やることが必要な浚渫工事には思えない。</p> <p>前回はいつ頃実施したか？</p> <p>施工前と施工後の写真を見ると、施工前にそこまで草が生えているように見えない。22ページの写真は草が繁茂しているが。</p>	<p>A2</p> <p>何年に1回というサイクルで実施しているわけではない。台風や雨の降り方で、土砂の堆積する量も違うことから、現場状況を見て実施している。</p> <p>平成20年度程度まで舟口川の護岸工事を実施しており、護岸工事に合わせて浚渫もしていた。その間、今回の様に1km近い工事延長の浚渫を実施したことはないと思う。</p> <p>河川は流れ的に、直線部と緩やかなカーブのある箇所の違いが出てくる。23ページは直線部分となり、22ページは緩やかなカーブ部分である。カーブのため外側に大きく土砂が溜まりやすくなっている。</p>

<p>Q3</p> <p>当初の予算はいくら計上しているか？</p> <p>4つの河川で3,000万円ということだが、内訳として、舟口川の浚渫は幾らで計上されているか？</p> <p>税込か？予算書は公開されているか？内訳は予算書に明記されているか？</p> <p>予定価格をどう決定するか。そこに焦点が向かう。予算計上時よりも予定価格は減額になっているが、再度計算しているということか？</p>	<p>A3</p> <p>令和5年度の河川浚渫事業では、工事費として舟口川を含む4つの河川で3,000万円計上している。</p> <p>2,278万1,000円である。</p> <p>税込みである。予算書は公開されており、4つの河川が合計された総額だけが記載されている。</p> <p>再度計算している。予算計上は前年度の9月、10月。発注段階において、その時の静岡県積算基準に基づいて設計する。油脂類などの価格は頻繁に上昇する。発注月の単価を採用し設計するので、予算要求時とは金額が変わる。</p>
<p>Q4</p> <p>浚渫工事の内容だが、草木を取ってから、その下の汚泥土砂をバックホウですくい上げているのか？土砂は残土処分業者に運搬しているようだが、土砂は産業廃棄物で廃棄物に該当するのか？土砂だけで捨てられるのか。草木と一緒に捨てられると、産廃業者に聞いたことがあるが。</p> <p>廃棄物の処分としては問題ないとのことでよいか。</p>	<p>A4</p> <p>廃棄物に該当するかは土質による。今回、人力で川の中を除草し草だけでまず処分した。その後、道路側からロングアームで土砂を取って、仮置場で天日乾燥させた後、仮置きした土砂は土質試験を行い、とくに含水比を見た上で、土砂として受け入れてもらっている。</p> <p>問題ない。</p>

【審議結果】 適正に処理されていることを確認した。	

(3) 令和5年度 市単治山事業 浮橋字安野治山工事その2	
質問、意見	回答
<p>Q1 最低制限価格を設定しなかった理由は何か？</p>	<p>A1 市の規定で、設計価格の算出にあたり特殊性が著しく顕著なものであるため最低制限価格を設定していない。</p>
<p>Q2 辞退業者に関して、事前に通知により知ることは出来るのか？</p> <p>前日まで分からないこともあるか？</p>	<p>A2 開札の前日までに判明する。電子入札は、開札の前日を締め切りとしている。</p> <p>ギリギリになって辞退を出す業者もあるため、前日まで分からないこともある。</p>
<p>Q3 この工事では民地の産業廃棄物を撤去している。何故市が発注したのか？</p>	<p>A3 この工事は令和元年の台風19号で、不適切に積まれたフレコンバック（フレキシブルコンテナバックの略称。廃棄物等の保管や運搬に使われる）、産廃が下流に流出したのが発端である。地元の方からゴミが転がっているのは非常によろしくない、二次的災害が起こるかもしれないと言われていた。本来ならば撤去は所有者が行うべきだが、フレコンバックを保管していた業者がもう無くなっている。行政代執行という考えもあったが、事業者がいない中、地元からは早く撤去してほしいと要望があり、昨年、治山事業の一環として農林課が実施した。</p>
<p>Q4 産廃を捨てたのは民有地だが、許可を出したのは静岡県ではないか？県に責任はないの</p>	<p>A4 許可したのは県であるため、処分について協議したところ、昨年度、新しい補助制度を創設した。工事では利用していないが、撤去から</p>

<p>か？</p> <p>工事では産業廃棄物400袋を旧東幼稚園の仮置場まで運搬している。仮置場から捨て場までは補助してくれるが、工事費は市の負担ということか？ 県の責任ではないのか？</p>	<p>処分までの業務委託については県補助金で実施している。</p> <p>工事費は市の負担となる。仮置場から捨て場までは補助金を活用した。県は県の責任部分を考慮して新しい補助制度を創設したと考えている。</p>
<p>Q5</p> <p>捨て場はどこか？ 処分は終わったか？</p>	<p>A5</p> <p>適正な産業廃棄物処分場に運搬した。処分は若干残っている。当初は資源循環センター農土香の南側に置いてあったが、処分しきれなかった残りを旧東幼稚園に保管している。</p>
<p>Q6</p> <p>養生マット（植生マット）を施工した理由は？ 普通法面に施工すると思うが。</p> <p>植生マットの施工が30mの理由は？</p>	<p>A6</p> <p>植物の種が入っている。法面保護の意図ではなく、産廃をどかした後自然植生を促すため植生マットを設置した。</p> <p>その2工事での産廃撤去が30mであったため。その1工事では別に施工している。</p>
<p>Q7</p> <p>この工事は、その1工事と合わせてどのくらいの予算か？</p> <p>その1工事はまだ完成していないのか？ その2工事の500万円込みで2,300万の予算となっているのか？</p>	<p>A7</p> <p>2,351万8,000円。</p> <p>その1工事は完成している。予算額についてはお見込みのとおり。その1工事で全て完了にする予定であったが、仮設工事費の増額により、残った部分はその2工事で処分している。</p>
<p>Q8</p>	<p>A8</p>

<p>浮橋の治山工事に関して、全て工事は完了したという認識でよいのか？</p> <p>Q9 熱海の事故もあったが、崩壊等大丈夫であるか？</p> <p>Q10 予定価格は800万であるが、落札者は500万で安く落札している。先ほどの担当課にも話したが、無理して赤字の工事をしているとは考えにくい。落札会社は公表されている経営規模等通知書を見ても十分利益をあげている。500万が適正で、予定価格が高すぎるのではないか。他の業者は790万程度に近似して固まっており。その辺りが疑問である。</p> <p>その1工事はどこが落札しているか？</p> <p>806万円が予定価格の中、多くの業者が790万程度で近似しているのは疑問である。</p> <p>先ほどの案件もそうだが、落札者だけ安い。</p>	<p>今年度、県からの補助により、法面を安定勾配に整形し、植生マットや木柵を設置して完了する予定である。</p> <p>A9 熱海の事故は盛土であったため発生した。本工事現場は300m先まで人家はなく途中山林もある。傾斜がきつい場所は法面整形、木柵設置、緑化工事をする。その先は傾斜も緩いので大丈夫であると判断している。</p> <p>A10 その1工事で3者から見積もりを徴取し、予定価格を決定している。その2工事では、その1工事の見積もりを新しい単価に寄せ換えて設計しており、予定価格は適正であると考えている。</p> <p>本件の落札者と別の業者。</p>
---	---

<p>違和感がある。</p> <p>金額がばらついていれば、それぞれの業者に考えがあると推察できるがそうではない。</p> <p>他の業者は予定価格近くに固まっている。</p>	<p>今回の工事は特殊な機械資材を使わず、自社の社員で施工できる。また、落札者は本件の施工箇所近くの出身であり、地域に詳しいため、そのような地域性もある。</p> <p>なお、その1工事の入札では、本件の落札者は辞退している。</p>
<p>Q11</p> <p>その1工事の施工箇所はその2工事の上の方であるか？</p>	<p>A11</p> <p>同じ現場の一部である。その1工事は仮設工事の関係で、土木業者が入りやすい部分があった。</p>
<p>Q12</p> <p>今回のその2工事はあくまで産業廃棄物を処分する工事か？工期は契約日の翌日から令和6年3月25日になっているが、実際の施工期間はどのくらいか？</p> <p>現場から旧東幼稚園までの運搬で約1週間。現場での積込と運搬は併行して行っている。工期自体は長くない。</p> <p>そこまで時間がかかるとは思えない。そんな長い工期ではない。</p>	<p>A12</p> <p>その2工事は産業廃棄物を処分する工事である（注※植生マット工事あり）。施工期間については、産業廃棄物の運搬記録によると現場から仮置場までの運搬が2/8～2/16までの7日間となっている。</p> <p>後は植生マットの施工がある。</p> <p>整形の必要性はあると思う。契約工期は、12月27日から3月25日であるが、年末年始を挟んでいるので、実質1月中は準備工で書類作成や看板作成を行っていた。</p>

<p>実際は2月中。半ば頃には終わっていると。</p> <p>Q13</p> <p>500万が妥当と思える。自社の手が空かなければ、下請に頼める。工事台帳（施工体制台帳）を確認してみたい。実際この現場の原価は幾らなのか。実際500万でできるとなると予定価格は高い。もっと安価になるのではないか。また、予定価格806万円を知らないと思うが、予定価格に足並みをそろえるかのように他の業者が、810万円とか790万円とか近似値で入札していることに違和感がある。</p> <p>500万でできる工事ということではないか？</p> <p>自社にダンプと重機があれば施工できるのではないか？</p> <p>500万円から800万円と数字的に開きがあり、今まで見たことがない。</p> <p>Q14</p> <p>我々委員から見ても、予定価格と落札金額が離れすぎている。予定価格はどう決めたか？</p> <p>見積は何者からとったのか？</p>	<p>お見込みの通り。</p> <p>A13</p> <p>周辺に住宅がなく、交通規制もない。下請業者の必要性が殆どなかった。</p> <p>A14</p> <p>先ほども申したように、見積もりを取って、最新の単価に乗せ換えた。</p> <p>その1工事の際に3者より見積を徴取している。</p>
---	--

<p>見積もりは加重平均しているのか？</p> <p>予定価格の単価については？</p> <p>会社に重機があれば、レンタルの必要性がないし、後は人件費、人数が揃っていれば経費は掛からない。人工と社会保険料の負担額くらい。人工は県の単価があるから計算できる。</p> <p>後は工期をいかに短くするかで。そうしないと利益が出ない。</p>	<p>平均から異常値を排して、最安値を採用している。</p> <p>単価は見積もりを採用し、経費は歩掛を利用している。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>適正に処理されていることを確認した。</p>	

(4) 令和5年度 市単用排水路整備事業 大仁地内水門取替工事	
質問、意見	回答
<p>Q1</p> <p>資料42ページの写真を見る限り、着工前と完成、水門の上部ハンドル部分を取り換えただけの工事に見える。</p> <p>工期が2/27から3/18で21日ある。取替工事自体は2日くらいで終わると思う。後は周辺を養生するなど、難しい工事には思えない。予定価格が677万円で落札は510万円。水門ハンドルの機具の取替工事でなぜ、差額が170万円でてくるのか？</p>	<p>A1</p> <p>工事概要書にあるように、水門の弁体はそのまま流用、コンクリート工事はコア抜きのみ、軸芯棒と巻上機、後はハンドルの交換を行った。弁体に合うようにメーカーの方で製作する工事であり、コンクリート工事はしていない。現場は撤去・設置それぞれ1日で計2日程の工事である。</p>
<p>Q2</p> <p>本体の見積りはしっかりと取ったのか？機械の本体の価格はいくらか？</p> <p>労務費と合わせて350万なのか？</p> <p>直接工事費350万円、それに間接工事費を例えば1割と見ても400万円となる。予定価格670万円となるのはなぜか？</p>	<p>A2</p> <p>材料単価について3者から見積りを徴取している。設計書の機械本体の価格は327万8,400円。その他は労務費となっている。</p> <p>お見込みの通り。見積りは327万8,400円の内容、手動開閉器等で見積りを取っている。</p> <p>見積3者、機械と設置手間、それで直接工事費は計算出来るが、経費の方は農林の歩掛を利用している。</p>
<p>Q3</p> <p>間接工事費に、更に共通仮設費・現場管理費・一般管理費を足していく理由が分からない。一般管理費は現場管理費に入</p>	<p>A3</p> <p>一般管理費、現場管理費それぞれの目的が違う。</p>

<p>るのではないか？</p> <p>510万円で落札されているので、機械本体と労務費で350万円に現場管理費150万円で、十分ペイできると思われる。それにプラスして150万円の予定価格は高すぎると思う。日頃、建設会社の財務を見ていると、一般管理費は役員の給与及び会社全体の経費である。落札者がどの程度利益をあげたか分からないが、仕入れ先はおそらくどこも同じで、仕様書も決まっている。</p> <p>実際の工期が2日か3日しかない。</p> <p>特注の製品だと思うが、それは機材の中に入っているのではないか。一般管理費は余計だと思う。現場管理費と共通仮設費で十分。工期も実際は2日。各業者の応札額が実際の原価で、プラス利益をあげている金額だと思う。</p> <p>Q4</p> <p>そういうことです。共通仮設費と現場管理費を合わせて200万円程度となる。これに直接工事費を合計して550万円くらいが予定価格となるのではないか？ 予定価格の設定に関して、</p>	<p>直接工事費は3者見積取って異常値はなかった。設計をしていく中で、経費に関して歩掛を使えば業者の見積りより高くなる。</p> <p>落札者が現場で作業する日数はその程度となる。メーカーの方で製品を作る期間がある。</p> <p>見積書に経費は入っておらず、経費は設計上歩掛を利用している。</p> <p>その中で、経費を全部計上する必要があったのかと。</p> <p>A4</p> <p>土木にしても、農林にしても、公共の経費が高いという話もあるが、歩掛があるものは公共のものを準用する。無いものは見積りを徴取する。経費に関しても、無いものについては見積り徴取して設計する。人工の考え方についても、あるものは公共の歩掛を準用し、無い</p>
--	--

<p>工事内容、工事期間等を考慮して決定してほしい。</p> <p>Q5 工期が4日で170万円も経費とするのは高すぎるのではないか？</p> <p>機械的に計算するのではなく、現実的に工事内容をみて検討して、カットすればよいのではないか。</p> <p>ハンドル等は特注ではないと思うが、これは特注品なのか？汎用品も混ざっているのか？</p> <p>このような意見もあるので、今後、検討されたい。</p>	<p>ものは見積りを徴取する。施工手間、直工計算した後の経費まで見積りを徴取することもある。今回の場合、農業の水門工事ということで、公共の経費を直接工事費に適用し、予定価格としている。</p> <p>A5 たまたま業者が安価に落札した。県の東部農林が使っている基準書を用いている。結果からみると経費が高いと思えるが、設計時には手順通りに公共経費が存在したので、それを準用した。</p> <p>市の公共工事を発注するにあたって、設計ルールに基づき設計している。ルールにあるものはルール通りに設計を組むしかない。</p> <p>一部汎用品である。</p> <p>少なくとも軸は特注品だと思う。店舗に置いてあるようなものとは異なり、受注生産でないかと思う。</p> <p>検討する。</p>
<p>【審議結果】 適正に処理されていることを確認した。</p>	

審議事案全体を通して	
質問、意見	回答
<p>抽出事案に関して事前に資料を提供されたが、案件によっては工事費内訳書を事前に確認した方が分かることがあると思う。事前に入札参加業者提出の内訳書は確認できるか？</p> <p>この設計書類等、事前に連絡して用意してもらった。事前に連絡すれば用意することはできるか？</p> <p>この委員会の存在意義として、工事内訳書を確認できれば、談合の有無を精査できると思う。確認した方がいいと思う案件があればお願いするかもしれない。</p> <p>以前の委員会の話であるが、入札の誤記について、指名通知書の記載に「著しい違いがあれば無効とする」という文言から「著しい」を削除しているが、不正があるから無効にするというのが本来のあり方。著しいという言葉がなくなった結果、工事件名等わずかな誤記でも無効になるように読めてしまう。見積もりの内訳や金額に疑義があって不正があるから無効にするというのが本来の制度</p>	<p>内訳書は提出できる。</p> <p>入札監視委員会の10条によれば、「委員会 は、必要があると認めるときは、委員会の会議 に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明 を聴き、又は関係者に資料の提出を求める ことができる。」とある。判断に必要なもの については用意する。</p>

<p>趣旨。現行では単純な誤記ミスも無効になる可能性がある。</p> <p>「無効とすることがあります」 「無効とすることができます」と表現されてもいないので、市の判断裁量が残されていない。制度趣旨からかけ離れているように思う。</p> <p>誤記入があった場合には無効にしているのか？</p> <p>相手には伝えているか？</p> <p>事前に注意しないのか？</p> <p>業者も以前応札した案件用のまま応募して、修正し忘れて、間違ってしまう可能性があるかもしれない。</p> <p>足し算が間違っ金額が違ってしまうケースは仕方ないとして、件名違い、文字は違うけれども内容からどの工事が推測できる場合、何でもかんでも無効にするのが、適正な金額で発注するという制度趣旨に合致するのか。そんなミスをする業者は信用できないという考え方もあるが、どういう場合に無効にするのか考えてみてもいいのではないか。</p> <p>令和5年度上期の方で、無効</p>	<p>金額の誤り、件名が違う等については無効にしている。</p> <p>開札後伝えている。</p> <p>開封時に確認しており事前に注意していない。同日確認作業となっている。</p>
---	---

<p>になった事案があったと記憶している。</p> <p>元々は著しいという言葉があったので、裁量余地があった。金額積算ミスで無効になった事例から、その程度で無効になるなら、著しいという言葉は適さない、著しいという言葉は取った方がいいという議論があった。今は著しいという言葉を取ったことによって、文言だけみると工事件名誤記があっただけで無効になるように読めてしまう。制度趣旨に反する。記載の仕方について、何か、表現仕方として適切なものがあると思う。</p> <p>承知した。</p>	<p>数字の誤りで無効にしたケースだと、内訳書の足し算が変わってくるものは無効にしていた。名称に関しては、名称はないが入札番号は一致している場合、有効としてきた。</p> <p>様式が全く違うものが添付されていたケースでは無効にしたことがある。</p> <p>先程のご意見にあったような、何でも無効としているわけではなく、応札の意図が汲み取れるものは採用している。</p> <p>持ち帰り検討する。適正な表現について相談させて頂きたい。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>本定例会議のすべての審議対象事案における入札手続きについて、適正に処理されていることを確認した。</p>	